

工事請負契約の一部を変更することについて

平成28年第3回市議会定例会の議決を経て締結した新庁舎建設建築主体工事の請負契約の一部を下記のとおり変更することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成29年2月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

契約金額「¥6,436,800,000-」を「¥6,438,669,480-」とする。

(参 考)

変 更 概 要

1 工 事 名

新庁舎建設建築主体工事

2 変更理由及び変更箇所

- (1) 杭施工時に発見された地中障害物の撤去
- (2) 建設発生土の搬入先の変更
- (3) 杭長の変更
- (4) ピット範囲の変更

工事請負契約の締結について

下記により工事請負契約を締結することについて、周南市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成15年周南市条例第52号）第2条の規定により、市議会の議決を求める。

平成28年6月22日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

- 1 工 事 名 新庁舎建設建築主体工事
- 2 工事場所 周南市岐山通1丁目1番地外
- 3 工 期 本契約を成立させる旨の意思表示をした日の翌日から
平成31年3月15日まで
- 4 契約金額 ￥6,436,800,000-
- 5 請 負 者 五洋建設・洋林建設・チューケン特定建設工事共同企業体
代表者
周南市野上町1丁目7番地
五洋建設株式会社中国支店山口営業支店
支店長 宇梶 敏彦
- 6 契約の方法 条件付一般競争入札